

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
交付規程

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車の導入に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「クリーンエネルギー自動車」とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう（輸入車を含む）。

二 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）、又は型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。）若しくは原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。）をいう。ただし、検査済自動車にあつては、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、二輪自動車、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）を除く。また、型式認定を取得している原動機付自転車については第二種原動機付自転車を除く。

三 「プラグインハイブリッド自動車」とは、エネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であつて外部からの充電が可能なものをいう。ただし、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。

四 「クリーンディーゼル自動車」とは、内燃機関に軽油を用いる検査済自動車であつて、

平成21年排出ガス基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降（車両総重量が1.7tより大きく2.5t以下のもの及び車両総重量が3.5tより大きくて12t以下のものうち、乗車定員10人以下の乗用自動車を除くもの）にあっては、平成22年10月1日以降）に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準をいう。）に適合する自動車（自動車登録規則別表第二第三項、第五項又は第六項（車いす移動車等に限る。）に掲げる自動車（事業用自動車を除く。）に限る。）をいう。

五 「事業用自動車」とは道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む）をいう。

（交付の対象者、補助対象経費及び補助率）

第4条 センターは、民間団体等（地方公共団体、その他の法人（独立行政法人を除く）、個人）が行うクリーンエネルギー自動車（以下「車両導入」という。）の導入に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該車両導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

2 前項の補助対象経費に係るクリーンエネルギー自動車等は、一定の仕様に基づき量産されるクリーンエネルギー自動車等であって、その製造事業者（当該製造事業者が海外法人である場合にあつては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）又は輸入事業者の申請により、あらかじめセンターが承認したものに限る。ただし、海外において一定の仕様に基づき量産されるクリーンエネルギー自動車が入国される場合であつて、センターが特に認めるときは、この限りではない。

3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付額）

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、クリーンエネルギー自動車等の仕様ごとにセンターが定める。ただし、前条第2項のただし書きによりセンターが認める場合における補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、センターが個別に判断する。

2 前項のクリーンエネルギー自動車の仕様ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、センターが前条第2項の承認をする際に決定し、これを公表する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別にセンターが指定する日までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- 一 別表3の申請要件を満たしていること。
- 二 申請が、クリーンエネルギー自動車等の1台ごとに行われていること。
- 三 別表4に定める書類が添付されていること。
- 四 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をすること。
- 五 国の他の補助金(ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。)と重複して申請していないこと。
- 六 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。
- 七 クレジット契約等により車両導入する場合であって、販売者等が当該車両の所有権を留保する場合に係る申請にあつては、当該車両の使用が申請者本人であること。
- 八 補助対象経費の支払が手形によるものではないこと。

(交付の決定等)

- 第7条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、センターが定める様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 2 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
 - 3 センターは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項第四号により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める様式による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた後に、当該通知に係る申請の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。
- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、

又は条件を付すことができる。

(補助金の額の確定等)

第10条 センターは、車両導入に係る第6条第1項の申請書の提出があり、第7条第1項の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行い、当該交付の決定の通知と併せて補助金の額を通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 申請者は、申請後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、センターが定める様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をすみやかにセンターに提出しなければならない。

2 センターは、次条の補助金の支払をした後において、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 センターは、交付要綱第15条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があるときは、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅延なく申請者に補助金を支払うものとする。

2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が申請書又は実績報告書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 センターは、第9条第1項第三号の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付の決定の通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二 交付の決定の通知に係る申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合。

三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の通知に係る申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第10条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返

還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- 5 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

（取得財産等の管理等）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、車両導入の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理する。
- 3 センターは、本規程に準じたクリーンエネルギー自動車等導入促進事業管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

（財産処分の制限等）

第15条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、クリーンエネルギー自動車とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める期間のとおりとする。
- 3 前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 4 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
- 5 第4項の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

（センターによる調査）

第16条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けたクリーンエネルギー自動車等の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 前項の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者（次条において「申請者等」という。）は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（センターによるデータ等の提供要請）

第17条 センターは国の施策に基づきクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者等に対してクリーンエネルギー自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2. 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第18条 センターは、会計年度中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、あらかじめ期間を定め、当該期間中にあった申請に係る補助金の額を、当該期間中に申請をした者の公平性に配慮しつつ減額することができるものとする。

2 前項の補助金の額の決定に当たって、センターは、前項の期間前における申請者の車両導入に係る売買契約の状況等を踏まえ、特段の配慮を行うものとする。

(その他必要な事項)

第19条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

(別表 1)

補助対象経費の内訳及び補助率

分類		補助対象経費	補助率
平成 24 年度以前に販売が開始されたクリーンエネルギー自動車	平成 25 年度の車両本体価格(定価) $\leq B - \{B - (C+D)\} / 4$ の場合	A - (C+D)	1/1 以内
	平成 25 年度の車両本体価格(定価) $> B - \{B - (C+D)\} / 4$ の場合	A - (C+D)	2/3 以内
平成 25 年度に販売が開始されたクリーンエネルギー自動車		A - (C+D)	2/3 以内
原動機付自転車		A - D	1/4 以内
<p>注)</p> <p>A: クリーンエネルギー自動車購入時の本体価格</p> <p>B: 平成 24 年度のクリーンエネルギー自動車の本体価格</p> <p>C: 下記の調整額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車: 50 万円 ・プラグインハイブリッド自動車: 40 万円 ・クリーンディーゼル自動車: 20 万円 <p>D: クリーンエネルギー自動車として専用設計・製造されたもの(初度登録前のものに限る。)にあつては当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車の本体価格、補助対象車両が既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの(初度登録前のものに限る。)にあつては以下に掲げる経費であつて、算定根拠が明確であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部品費 バッテリー・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置その他改造に必要な部品等 ・工事費 車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、バッテリー・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付けその他改造に必要な工事費 ・設計費 設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他の設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して 1 台当たりの設計費を算定したもの) ・検査費 必要な性能試験及び所定の検査費 ・諸費用 改造に必要不可欠な手続等に要する費用 			

(別表2) 補助金の交付上限額の範囲

1. クリーンエネルギー自動車

次の(1)又は(2)のいずれか低い方

(1) クリーンエネルギー自動車として設計・製造されたものにあつては当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車の価格、既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したものにあつては当該既存自動車の価格(クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の仕様差について調整したもの)

(2) 軽自動車・小型自動車・普通自動車である電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあつては85万円、側車付二輪自動車である電気自動車にあつては30万円、軽自動車・小型自動車・普通自動車であるクリーンディーゼル自動車にあつては35万円、その他にあつては7万円

(別表3) 補助金の申請要件

補助対象経費	申請要件
クリーンエネルギー自動車導入費	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">①センターが別に定める期間内に登録された車両であって、代金の支払いが完了していること。②初度登録された車両（中古の輸入車を除く。）であること。③自家用であること④自動車を販売する業を営む者が導入する車両であって、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。⑤当該車両の使用者が、主として自動車を販売する業を営む者であって、その者が当該車両の登録日前一年以内に同種の車両を販売していないこと。⑥当該車両の使用者が、主として自動車を販売する業を営む者であって、その者が当該車両の登録日後一年以内に同種の車両を販売しないこと。⑦走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータの国及びセンター（これらが指定する機関を含む。）への提供を了承すること。⑧センターが定める仕様の車両に係る申請にあつては、センターが指定する国内クレジット事業実施団体（国内クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。）への入会、当該団体及び国への当該申請者に係る個人情報の提供その他国内クレジット制度への寄与に係るセンターの求めに応じること（自ら排出削減事業を行い、又は、排出削減事業を行う他の団体に入会する場合を除く。）⑨申請者がリース会社である場合にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり（注）が反映されること。

(別表4) 申請に必要な添付書類

1. 車両導入に係る補助金交付申請をする場合の添付書類

- ①法人（地方公共団体を除く。）にあつては、登記簿謄本、現在事項全部証明書等（発行から3カ月以内のもの、写し）
- ②個人にあつては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ③自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し（標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控の写し又は標識届出証明の写し等）
- ④車両代金支払証憑の写し（注）
- ⑤車両を貸与する目的で取得するものについては、自動車賃貸借契約書の写し
- ⑥取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し
- ⑦その他センターが定めるもの

(注) 支払証憑の写しは、申請者宛ての領収証（購入者が受け取ったものの写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書（振込金受取書等の写し）等とする。支払証憑の写しには次のものを含む。

- ・代金を補助対象経費以外のものと区分けせずに支払った場合は、支払証憑とは別に内訳明細表。
- ・下取車を車両代金の一部に充当した場合は、査定士による「適正下取価格」が銘記された車両販売会社発行の「下取車在庫証明書」（様式は別に定める。）。
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証に申請者名が明記され、当該申請車両代金の支払いが確認できるもの。
- ・コンピューターによる振込みの場合には、領収証又は銀行発行の「振込み受託書」（写し、振込完了が記載されているもの）。